

発議第 2 号

飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

令和 7 年 3 月 1 8 日提出

飛騨市議会 議会運営委員会
委員長 住 田 清 美

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正

飛驒市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正 する条例

飛驒市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年飛驒市条例第19号）の一部
を次のように改正する。

第２条第10項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第12条第５項の表中「第２条第９項」を「第２条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改正案		
第1条 略 (定義) 第2条 略 2～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 第3条～第11条 略 (利用及び提供の制限) 第12条 略 2～4 略 5 略			第1条 略 (定義) 第2条 略 2～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 第3条～第11条 略 (利用及び提供の制限) 第12条 略 2～4 略 5 略		
第12条第1項の部～第12条第2項第1号の部 略			第12条第1項の部～第12条第2項第1号の部 略		
第38条第1項第1号	略	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第9項</u> ）に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記載されているとき	第38条第1項第1号	略	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第10項</u> ）に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記載されているとき
第38条第1項第2号の部 略			第38条第1項第2号の部 略		
以下 略			以下 略		

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
担当部	議会事務局
提案理由	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正
制定改廃の根拠等	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号。以下「デジタル社会形成基本法」という。）の施行に伴い、所要の改正を行うもの
条例の概要	【改正の趣旨】 デジタル社会形成基本法により、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正され、スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様にマイナンバー法上の本人確認ができる仕組みが設けられたことによって条項ずれが生じたため、引用箇所を改正するもの。 【改正の内容】 「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。 （第2条関係） 「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。 （第12条関係）
市民への影響等	特になし
施行日	令和7年4月1日
備考	